

小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和2年3月9日
小郡市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、小郡市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の3年後の解消面積 0.5ha

【目標設定の考え方】

本市の特徴として遊休農地が少ないところではあるが、小郡市策定の「第5次小郡市総合振興計画後期計画」に基づき、農業委員相互の連携を密にし、3年後0.5haの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取り組み方法

・農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の利用状況調査や相談・指導を行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への3年後の農地利用集積目標 1,103ha

【目標設定の考え方】

管内の農地面積1,918haに対して、これまでの集積面積1,073ha、集積率55.9パーセントであることから、今後の新規集積面積を年間10haとし、全体の目標面積を1,103haと設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

農業委員による制度等の周知、あっせん活動を強化し、農地中間管理事業も併せた担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の3年後の目標 6経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入者の実績から算出し、設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

適時、営農相談を実施し、新規就農者や意欲ある事業者に対する支援を行う。

4 その他

本指針は農地等の利用の最適化の推進状況により、必要に応じて目標数値の見直しを行う。